

参考4 医療保険制度の財政構造表(平成26年度)

1. 財政構造表とは

財政構造表とは、現行の医療保険制度の下、ある年度の医療費を賄うために必要な患者負担、公費、保険料の財源を、各制度別に財政調整等を踏まえ推計したもの。

2. 医療保険制度の財政構造

医療保険制度の医療費の財政負担は、65歳未満、前期高齢者、後期高齢者の3つの区分で大きく構造が異なっており、財政構造表においてもこの3区分に分けて財政負担額を推計。

- ・65歳未満 … 制度間の財政調整は基本的になく各医療保険者が、公費負担分を除き、各自の医療給付費を保険料で賄っている。ただし、市町村国保の退職被保険者等の医療給付費については、退職被保険者の保険料で賄えない部分を、被用者保険が総報酬で按分して負担。
- ・前期高齢者 … 前期高齢者の多い保険者の負担を緩和するため、前期高齢者の加入率を用いて制度間の財政調整を行っており、この前期財政調整後の金額を各保険者が負担。
- ・後期高齢者 … 医療給付費の1割を後期高齢者の保険料、5割を公費、4割を被用者保険及び国保からの支援金で賄うことを基本としている。後期高齢者支援金は被用者保険及び国保が加入者数按分(被用者保険間は3分の1総報酬割)で負担するが、前期高齢者に係る後期高齢者支援金には前期高齢者の医療給付と同様、制度間の財政調整がある。

3. 留意点

① 医療費、医療給付費、患者負担

- ・平成26年4月～平成27年3月診療分の医療費、医療給付費及び患者負担。
- ・医療給付費は医療保険の給付費であり、70歳以上74歳以下の者の一部負担金の引下げに係る「指定公費」、その他公費負担医療の給付費や地方単独事業分の給付費は含まない。
- ・患者負担は、医療費から上記の医療保険給付費を控除したもの。

② 公費

- ・公費には、医療給付費の定率で算定される定率公費の他、高額医療費等の共同事業に対する公費、保険料軽減に対する定額公費(医療給付相当分に限る。)等も、医療給付に当てられることとなるため含まれている。
- ・市町村国保の法定外一般会計繰入は公費に含まれていない。

③ 所要保険料

- ・所要保険料は医療給付費から上記公費を控除して算出したもので、その年度の医療給付を賄うために必要な保険料となる。なお、市町村国保については、法定外繰入がなかった場合の保険料となる。
- ・実際の保険料は、①傷病手当金等の現金給付や事務費に当てるための保険料も含まれること、②前年度の剰余不足の繰り越しや基金などを活用して設定されること、等から財政構造表の所要保険料額と異なる。

医療保険制度の財政構造表 - 平成26年度 -

(単位：億円)

	協会健保	組合健保	日雇特例	船保	共済	被用者計	市町村一般	退職	市町村国保	国保組合	国保計	若人計	後期高齢者	医療保険計
医療費	60,228	43,422	21	238	13,442	117,351	106,550	6,095	112,645	5,530	118,175	235,526	145,453	380,979
患者負担	13,568	9,582	5	50	2,905	26,110	18,900	1,174	20,074	1,167	21,241	47,351	11,553	58,904
給付費	46,660	33,840	16	188	10,537	91,242	87,650	4,921	92,571	4,363	96,934	188,176	133,900	322,075
給付費（前期調整対象除く）	38,736	30,704	12	153	10,006	79,610	35,617	4,921	40,537	3,091	43,628	123,239	133,900	
所要保険料（軽減後）	32,383	30,433	11	125	10,006	72,958	14,669	1,464	16,132	1,850	17,982	90,940	10,227	
公費	6,353	271	1	28		6,652	20,948		20,948	1,241	22,189	28,841	67,678	
交付金（他制度からの移転）								3,457	3,457		3,457	3,457	55,995	
前期財政調整対象分	20,510	15,424	4	67	4,877	40,883	20,892	1,031	21,923	1,693	23,615	64,498		
給付費（前期調整対象分）	7,925	3,136	5	35	531	11,631	52,034	-	52,034	1,272	53,306	64,937		
前期財政調整（給付費分）	12,585	12,289	-1	32	4,346	29,252	-31,142	1,031	-30,111	421	-29,690	-439		
所要保険料（軽減後）	17,146	15,424	4	67	4,877	37,519	8,603		8,603	1,001	9,605	47,123		
公費	3,364		0			3,364	12,288		12,288	691	12,980	16,343		
交付金（他制度からの移転）								1,031	1,031		1,031	1,031		
後期高齢者支援金	18,894	17,191	9	68	5,359	41,521	12,435	932	13,367	1,547	14,914	56,435		
後期支援金（加入者割）	12,154	9,853	9	42	2,969	25,027	16,196	807	17,004	1,411	18,414	43,441		
後期支援金（総報酬割）	5,045	5,566		20	1,847	12,477			-	76	76	12,553		
前期財政調整（加入者割）	1,155	1,176	-0	3	346	2,680	-3,761	124	-3,637	52	-3,585	-904		
前期財政調整（総報酬割）	540	596		2	198	1,336			-	8	8	1,344		
所要保険料（軽減後）	16,711	17,191	8	68	5,359	39,337	5,221		5,221	940	6,160	45,498		
公費	2,183		1			2,184	7,214		7,214	608	7,822	10,005		
交付金（他制度からの移転）								932	932		932	932		
退職拠出金（保険料負担）	2,293	2,243	-	9	839	5,385			-	35	35	5,420		
財政負担計	80,433	65,562	25	297	21,082	167,399	68,943	1,464	70,407	6,366	76,772	244,171	77,905	322,076
所要保険料（軽減後）	68,534	65,291	23	270	21,082	155,199	28,492	1,464	29,956	3,826	33,782	188,981	10,227	199,208
65歳未満	64,701	63,843	18	250	20,809	149,621	16,694	1,464	18,158	3,388	21,545	171,167		
前期高齢者	3,833	1,449	4	19	273	5,578	11,798	-	11,798	438	12,237	17,814		
公費	11,899	271	2	28		12,200	40,450	-	40,450	2,540	42,990	55,189	67,678	122,868
国	11,899	271	2	28		12,200	28,641		28,641	2,540	31,181	43,381	43,584	86,965
都道府県							9,722		9,722		9,722	9,722	12,920	22,642
市区町村							2,087		2,087		2,087	2,087	11,174	13,260
加入者数（万人）	3,608	2,920	2	13	881	7,423	3,205	160	3,365	293	3,658	11,081	1,555	12,636
65歳未満	3,392	2,832	2	12	868	7,104	1,964	160	2,124	260	2,384	9,488		
前期高齢者	216	88	0	1	13	319	1,241		1,241	34	1,274	1,593		
総報酬（億円）	775,522	855,685		3,100	283,882	1,918,189				11,699	11,699	1,929,888		
65歳未満	732,151	836,701		2,881	280,201	1,851,934				11,045	11,045	1,862,979		
前期高齢者	43,371	18,984		219	3,681	66,254				654	654	66,909		
加入者1人当たり所要保険料（万円）	19.0	22.4	12.2	21.5	23.9	20.9	8.9	9.2	8.9	13.1	9.2	17.1	6.6	15.8
所要保険料率（医療給付分）	8.8%	7.6%		8.7%	7.4%	8.1%								

(注) 生活保護等の公費負担医療は含まない。